

平成30年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領の制定について

〔 30農振第2950号
平成31年2月6日
農林水産省農村振興局長通知
最終改正 平成31年2月8日 〕

この度、平成30年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

(別紙)

平成30年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領

第1 趣旨

平成30年に岐阜県において発生した豚コレラについては、野生イノシシへの感染が確認され、野生イノシシを介して感染が拡大することにより、畜産業に甚大な被害を与えるおそれが極めて高まっていることから、野生イノシシの移動を抑制するとともに、生息密度を低下させることが急務となっている。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1のただし書による緊急対策として、豚コレラが発生した地点及び発生地周辺の豚コレラに感染した野生イノシシの拡散が懸念される地域において、野生イノシシを介した豚コレラによる被害を軽減・防止するための取組を支援するため、平成30年度豚コレラ被害防止対策事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減・防止に関する目標とする。

第3 事業の実施期間

本事業は、平成31年2月6日から平成31年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

1 整備事業

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別記1の第1の3に定める協議会等のうち、県を協議会の構成員に含む協議会とし、協議会の要件及び事業実施主体の範囲については、要領別記1の第1の4及び5に定めるとおりとする。

2 広域捕獲活動（有害捕獲）

事業実施主体は、豚コレラが発生した地点を含む都道府県及び当該都道府県から豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域を含む都道府県とする。

第5 事業の内容等

1 本事業は、豚コレラが発生した地点及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域において行う要綱別表1の事業内容欄の整備事業及び要綱別表2の事業内容欄の広域捕獲活動（有害捕獲）の取組を支援するものとする。

2 整備事業については、野生イノシシにおける豚コレラのまん延を防止し畜産業への被害を軽減・防止するために必要な施設を整備するものとする。

3 広域捕獲活動（有害捕獲）については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の（3）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の

設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

4 交付対象経費

「整備事業」の交付対象となる経費は、鳥獣被害防止施設の整備に係る経費とし、「広域捕獲活動（有害捕獲）」の交付対象となる経費は、本事業に直接要する要領別表4に掲げる経費とする。

なお、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

第6 事業の実施等

1 事業の対象となる地域

本事業の対象となる地域は、豚コレラが発生した地点及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域とする。

2 採択要件

本事業の採択要件は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 要綱別表1又は別表2に定める採択要件を満たすこと。

(2) 豚コレラが発生した市町村及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある市町村で実施すること。

3 費用対効果分析

整備事業の費用対効果分析は、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）に基づき、実施するものとする。

第7 交付率

1 整備事業

交付率及び上限単価は、要綱別表1に定める整備事業に係る交付率並びに要領別記1の第3の6の(1)及び7に定める上限単価とする。

2 広域捕獲活動（有害捕獲）

交付率及び上限単価は、要綱別表2に定める交付率並びに要領別記2の第2の2及び3に定める上限単価とする。ただし、豚コレラに感染した野生イノシシの拡散防止のため特に必要と地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合においては、捕獲活動の内容に応じた必要最小限の範囲で、要領別記2の第2の1に定める限度額を超えて交付することができる。

第8 事業の実施手続等

1 整備事業

(1) 整備事業の実施手続については、要綱別記1の第1並びに要領別記1の第4の1、2、4及び5を適用するものとする。

(2) 本事業の実施においては、都道府県知事は、要綱別記1の第1の6の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記1の第4の1に関する別記様式第6号の別紙2の備考欄に「豚コレラ対策」を記入するものとする。

(3) 事業の着工

平成31年2月6日以降の豚コレラ対策として着工した整備事業に限り、本事業の交付対象とする。事業の着工については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

(4) 留意事項

本事業の実施に当たっては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱」という。）を適用するものとする。

ただし、事業の着工に係る取扱いについては、(3)によるものとし、事務取扱第3の1の(5)の規定は適用しないものとする。

2 広域捕獲活動（有害捕獲）

(1) 本事業の実施手続については、要綱別記2の第1及び要領別記2の第3を適用するものとする。

(2) 本事業においては、都道府県知事は、要綱別記2の第1の2の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記2の第3の1に関する別記様式第6号の別紙4の備考欄に「豚コレラ対策」を記入するものとする。

(3) 平成31年2月6日以降の豚コレラ対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

第9 事業実施状況の報告及び事業の評価等

本事業の実施状況の報告及び事業の評価については、整備事業は要綱別記1の第5及び第6並びに要領別記1の第5及び第6を適用するものとし、広域捕獲活動（有害捕獲）は要綱別記2の第5及び第6並びに要領別記2の第4及び第5を適用するものとする。

附 則

この通知は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成31年2月8日から施行する。